

第1章 計画概要

1-1 計画策定の背景

本市においては、公共交通である鉄道、バス、タクシーにより、概ね市内全体の交通ネットワークが確保されているものの、自動車への依存度は高く公共交通利用者は減少しています。路線バスの利用面では、減便や路線の退出といった運行サービスの水準が低下し、また、運営面では、労働環境の厳しさなどによりバス・タクシーのドライバーの高齢化、担い手不足が深刻化しており、誰もが移動手段として使える公共交通の持続性を確保することが課題となっています。

このような中、平成26年11月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が施行され、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画「地域公共交通網形成計画」を作成することが出来ることになりました。また、この法律では、地方公共団体が主体となり、多様な関係者と協力し、まちづくりと連携した、地域全体を見渡した公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

本市のまちづくりについては、第2次沼津市都市計画マスタープランにおいて、持続可能な都市構造として、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指すことを掲げており、沼津市立地適正化計画に基づき拠点への機能集約を図るとともに骨格的な都市基盤の整備を推進しています。中心市街地においては、鉄道高架化を機に歩行回遊性に優れた質の高い公共空間への再編により、まちなみや交通環境が大きく変化していくことが見込まれます。

また、近年では、観光交流拠点である沼津港への来訪者が増加しており、北西部地区では、ららぽーと沼津が開業し広域からの来訪が見込まれることから、公共交通の利用促進を図る上で、住民のみならず観光客の移動ニーズを的確に把握し、利便性向上に取り組む必要があります。

このため、交通事業者や市民をはじめ、多様な関係者の協働のもと、本市の将来都市像の実現に向けた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため、そのビジョン、目標及び施策を示すマスタープランとして、「沼津市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定しました。

しかしながら、計画策定直後、新型コロナウイルスの感染拡大という予期せぬ事象が発生し、外出自粛やテレワーク等による生活様式の変化に伴い、公共交通利用者は大幅に減少し、交通事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えました。

このような中、令和2年11月に、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」が施行されたことから、本市では、市内の路線全体を見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図ることを目的とした「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」を作成するため、法改正に基づき、本計画の一部改定を行います。

1-2 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）の6年間とします。

なお、本計画は、上位計画である第2次沼津市都市計画マスタープランに即し、沼津市立地適正化計画と連携して進めていきます。

関連計画	短期		中期		長期		R8年度～ (2026～)
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	
第2次沼津市都市計画マスタープラン (平成29年1月策定)	～令和18年度						
沼津市立地適正化計画 (平成31年3月策定)	～令和18年度						
沼津市地域公共交通計画 (令和2年3月策定、 令和4年2月改定)	令和2年度～令和7年度						
沼津市地域公共交通利便増進 実施計画	令和4年度～令和7年度						

1-3 計画区域

計画区域は、右図に示す沼津市全域を対象とします。

なお、南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会、東伊豆・中伊豆地域公共交通活性化協議会の広域の地域公共交通計画において、沼津市の静浦、内浦、西浦、戸田地区が該当しており、本計画に基づく施策展開においては、連携して取り組みます。

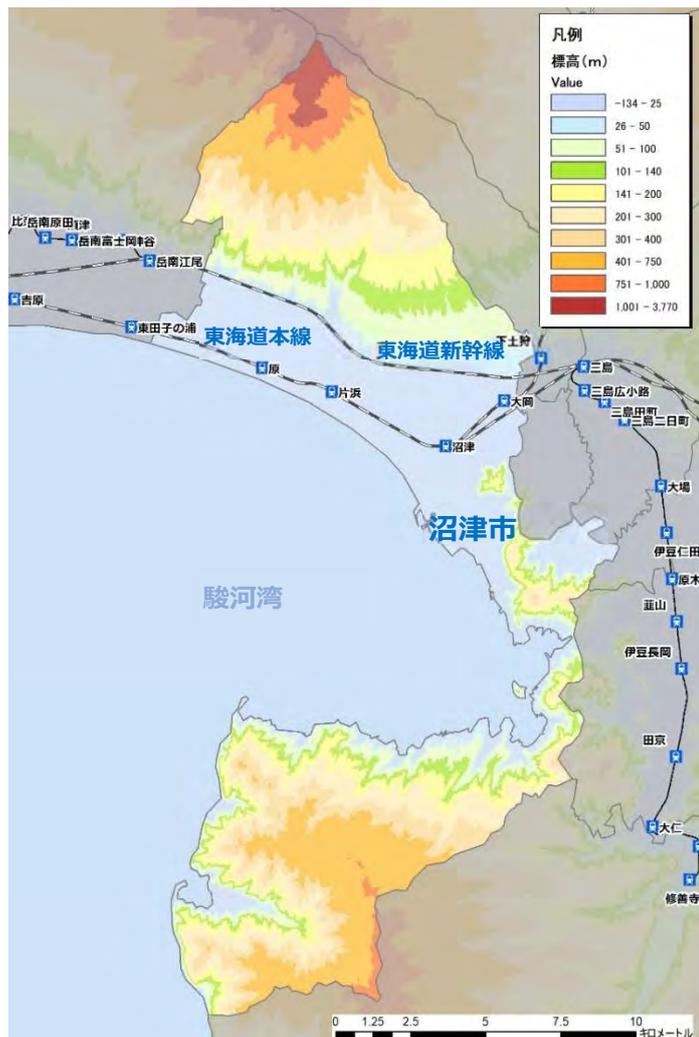


図 1-1 計画の区域